

OK

## 一般社団法人日本応用老年学会 常任理事会規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本応用老年学会（以下「この法人」という。）定款第33条の規定に基づき、常任理事会の構成、権限及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、及び常任理事をもって構成する。

### (権限)

第3条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会又は総会に付議すべき事項
- (2) 定款第8章に定める委員会等の設置に関する事項
- (3) 他団体等との業務の提携等に関する事項
- (4) この法人の業務執行に関する事項で、特に緊急の対応を要する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事会の議決によって常任理事会に委任された事項

2 前条第1項から第4項の事項については、常任理事会における議決以降、最初に開かれた理事会において追認の承認を受けることを必要とする。

### (招集)

第4条 常任理事会は理事長が招集する。

### (決議)

第5条 常任理事会の決議については、定款第31条の定める理事会の決議を準用する。

### (改正)

第6条 この規則を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規則は、この法人の成立の日から施行する。